



事業所の皆さまへ



毎月勤労統計調査 特別調査
準備のための調査のお願い



厚生労働省
都道府県

この度、毎月勤労統計調査 特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。本調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。お忙しいところ誠に恐縮ですが、統計調査員がお尋ねする内容にお答えくださいますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

毎月勤労統計調査は、我が国の労働者の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにするため、常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている調査です。特別調査はこれを補うため、常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行っています。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「**基幹統計調査**」とされており、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられている一方、調査の従事者には秘密保護の義務が課せられています。

準備のための調査とは？

統計調査員が事業所へお伺いして、調査区として指定した地域の最新の事業所名簿を作成するための調査です。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

調査結果は何に利用されている？

調査の結果は、国民経済計算（GDP統計）の作成や小規模事業所で働く労働者に関する諸施策の企画・立案の基礎資料として役立てられています。

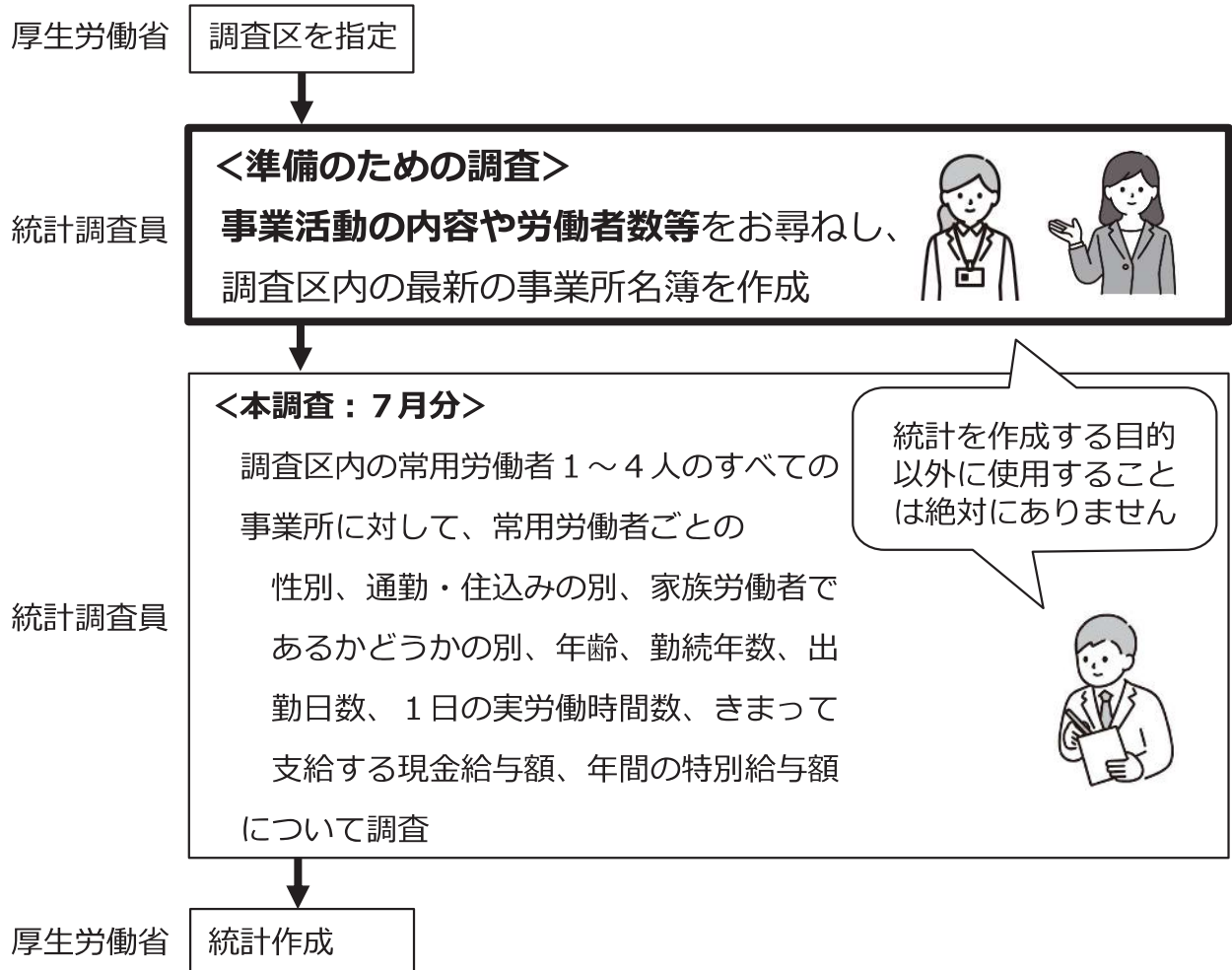
裏面もお読みください

統計調査員はどんな人？

統計調査員は、知事が任命した公務員であり、調べたことがらについて、他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計を作成するため、統計調査員の質問にありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

調査の流れ



調査についてご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 毎月勤労統計調査担当
電話：03-5253-1111（内線）7631, 7605

毎月勤労統計調査 特別調査の結果は、
厚生労働省のホームページにも掲載されています
URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

